≪29年度　釧路市民の利用者負担額（月額）【1号認定】≫

		第1子	第2子	第3子
A	生活保護の規定による補助を受けている世帯等	0円	0円	0円
B	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	3，000円	0円	0円
C	市民税の所得割が非課税となる世帯（市民税の均等割のみ課税となる世帯）	3，000円	0円	0円
D	所得割課税額が77，100円以下の世帯	13，600円	6，800円	0円
E	所得割課税額が77，101円以上211，200円以下の世帯	17，300円	8，650円	0円
F	上記区分以外の世帯	21，700円	10，850円	0円

＊　第2子と第3子＝小学校3年生以下の兄・姉がいた場合、その兄・姉を第1子と考えます。 29年度　年少組に入園すると想定した場合

（例）　小学校1年生に兄がいる又は年長に姉がいる＝第2子の金額

（例）　小学校2年生に姉がいて幼稚園の年長にも兄がいる＝第3子の金額

（例）　小学校4年生に兄がいる＝第1子の金額

＊　従来の私立幼稚園は、保育料を収めた方に就園奨励費の補助がありましたが、利用者負担額は各家庭の収入に応じて負担を軽減した上での金額設定となっています。

≪29年度　釧路町民の利用者負担額（月額）【1号認定】≫

		第1子	第2子	第3子
A	生活保護の規定による補助を受けている世帯等	0円	0円	0円
B	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	3，000円	0円	0円
C	市民税の所得割が非課税となる世帯（市民税の均等割のみ課税となる世帯）	3，000円	0円	0円
D	所得割課税額が77，100円以下の世帯	14，100円	7，050円	0円
E	所得割課税額が77，101円以上211，200円以下の世帯	20，500円	10，250円	0円
F	上記区分以外の世帯	25，700円	12，850円	0円